

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階 環境影響評価書案（お台場海浜公園）審査意見書

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（お台場海浜公園）」（以下「評価書案」という。）について審査した結果、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
吉村憲彦

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案（お台場海浜公園）

3 対象事業の所在地

東京都港区台場一丁目

第2 意見

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容を充実させるとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【アメニティ・文化】

（自然との触れ合い活動の場）

- 1 計画地のお台場海浜公園は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されており、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施していることから、各工事の実施に当たっては、公園利用者に対し、対象となるエリア、工事内容、工事期間等の情報を現場に看板を立てるなどして分かりやすく提供すること。
- 2 樹木除去が必要な場合は大会後に極力現状復旧（復植）を行うとしていることから、フォローアップ調査で対象となる樹木の場所を図示するなど、実施状況を具体的に報告すること。